

## 令和3年第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月29日（月） 午後3時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 12名  
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 齋藤英次  
田代和弘 境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子  
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 田代和弘 松下清史
6. 議 事
  - (1) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第11号 農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について
  - (4) 議案第12号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 議案第13号 宇土市登録空家に付随する農地の別段面積の取り扱い基準の制定について
  - (6) 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長     それでは定刻となりましたので令和3年第3回の総会を開催いたします。

                  本日は、農業委員全員出席で過半数をこえますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

                  それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

- 境会長 お忙しい中、ご出席頂きましてお礼申し上げます。さる22日に熊本県農業委員会臨時総会及び会長、事務局長会議に出席しました。その時、現在の森会長が4月14日をもって辞任されることが報告されました。正式には4月20日開催の通常総会で承認される予定です。また、同時に行われました会長、事務局長会議にて、お手元に配布していますが、県下農業者へのアンケート調査が行われた結果説明がありました。その中で、10年以内に農業経営から引退する方が約49%、後継者がいない人が45%と農業経営環境がとてつもなく厳しくなっていくことが痛感させられました。他にも参考となることだらけがありますので、配布しました資料を一読願います。
- 上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。
- 境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 それでは、田代委員さんと松下委員さんをお願いします。  
それでは、ただいまより議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いします。  
それでは、今月の議案審議をお願いします。  
議案第9号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。
- 境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。
- 加悦委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は車で5分、農業従事年数は43年、農機具も所有し、主たる作物は米、野菜です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 2番について説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は車で約5分、農業従事年数は43年、農機具も所有し、主たる作物は米、野菜です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認いたします。次に、申請番号3番について確認委員の鎌賀委員より説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号3番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 3番について補足説明をさせていただきます。申請者の住民票の住所は市外ですが、現状は宇土市に居住しており、申請地までの通作距離は約

200メートルで、農業従事年数は11年、農機具も所有し、主たる作物は米、ソラマメ、果樹、花卉です。なお、農地法施行令第2条第3項において、権利の取得後における耕作の事業が花卉類の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合には、下限面積に満たない場合でも他の基準を満たしていれば例外として3条許可の条件を満たすこととなっています。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認いたします。次に、申請番号4番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号4番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 4番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約500メートルで、農業従事年数は4年、農機具も所有し、主たる作物は米です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認いたします。次に、申請番号5番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号5番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 5番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約1キロメートルで、農業従事年数は50年、農機具も所有し、主たる作物はみかん、野菜です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番については承認いたします。次に、申請番号6番について確認委員の木村委員から説明をお願いします。

木村委員 申請番号6番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 6番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約2.5キロメートルで、農業従事年数は60年、農機具も所有し、主たる作物は米、ミニトマトです。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番については承認いたします。次に、申請番号7番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号7番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 7番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約3キロメートルで、農業従事年数は35年、農機具も所有し、主たる作物は米です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので7番については承認いたします。次に、申請番号8番について確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号8番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 8番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約500メートルで、農業従事年数は21年、農機具も所有し、主たる作物はみかん、野菜です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 以上で議案第9号について8件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第10号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の鎌賀委員より説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお

願います。

事務局 申請番号1番について補足説明します。申請人は網津町で自動車整備業を営む法人で、車両置場が不足していたため隣接地が適地であり今回の申請となりました。農地区分は第2種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。続きまして申請番号2番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。申請人はマイホームを計画し、今回適地があったため今回の申請となりました。農地区分は、都市計画の用途区域内にあり第3種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。続きまして申請番号3番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお

願います。

事務局 申請番号3番について補足説明します。申請人は花園町で建設業を営む法人で、作業場のある敷地へ通路が狭く乗り入れが不便であり通路とする計画です。農地区分は、いずれにもが該当しないため第2種農地と思われれます。なお、申請地は、昭和59年から通路として使用されており始末書添付の案件となります。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。続きまして申請番号4番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明します。申請人は上天草市で不動産業を営む法人で、共同住宅候補地を探していたところ、申請地が適地であったため今回の申請となりました。なお、土地区分は、都市計画の用途区域内にあるため、第3種農地となります。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。続きまして申請番号5番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり



でありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明します。申請人は三拾町に住む個人で、敷地拡張のため今回の申請となりました。なお、申請地は既に住宅敷地と使用されており始末書添付の案件となります。農地区分については、いずれの区分にも属さず第2種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。続きまして申請番号6番について、確認委員の谷山委員より説明をお願いします。

谷山委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について補足説明します。申請人は松山町に住み自動車整備販売業を営む法人で、近隣に自動車置場を必要とし当地が適地あったため今回の申請となりました。農地区分については、いずれの区分にも属さないため第2種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。続きまして申請番号7番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号7番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番について補足説明します。申請人は段ボール業を営む法人で、敷地拡張のため今回の申請となりました。農地区分については、第1種農地ですが、不許可の例外の既存敷地拡張になり許可は可能と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について、委員からのご意見はありませんか。

田代委員 市の土地も含まれているのか。

事務局 含まれています。

境会長 他にありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号7番については承認をいたします。続きまして申請番号8番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号8番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号8番について補足説明します。申請人は八代市で不動産業を営む法人で、当地が住宅地として適地とのことで、今回の申請となりました。農地区分については、いずれにも該当せず第2種農地であると思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号8番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号8番については承認をいたします。続きまして申請番号9番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 申請番号9番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号9番について補足説明します。議案第11号の事業計画変更関連案件で、申請人は熊本市で不動産を営む法人で、住宅開発を施工中、進入路の拡張が必要となったため今回の申請となりました。農地区分については、都市計画区域内の用地地域で、第3種農地となります。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号9番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号9番について承認します。以上で議案第10号について9件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第11号、「農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 説明致します。本件は、議案第10号の申請番号9番関連案件で、先程ご説明しましたとおり、住宅開発に伴う進入路拡張に伴う農地転用となります。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第11号は承認します。続きまして、議案第12号「農地利用集積計画の同意」について事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。20ページをご覧ください。  
これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。  
それでは番号順に沿ってご説明いたします。  
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。  
23番から27番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく新規の利用権の設定です。  
次に21ページをご覧ください。28・29番につきましては期間満了による再契約です。  
また、30・31番につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく2件の利用権の設定です。

次に22ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が3万2,130㎡、畑が9,534㎡、樹園地が1,041㎡、合計42,705㎡となっています。

次に23ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。

3月総会時点での累計は、利用権の設定が12万2,573㎡、所有権の移転は10,178㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第12号は承認します。続きまして、議案第13号「宇土市登録空き家に付随する農地の別段面積の取り扱い基準の制定」について事務局より説明をお願いします。

事務局 現在、宇土市空き家バンクに登録され付随した田、畑などの農地を取得

するためには、農地法に定める面積要件として、取得分を含め3アール以上の農地を所有しなければなりません。現状、県外、市外から移住を希望される場合、その要件があるため、空き家に付随する農地の取得が出来ない状況です。この課題点を考慮し、農地法関連法が改正され空き家に付随する農地の取得面積の緩和が出来る様になりました。この取得面積の緩和については、地域事情に接する市町村農業委員会において定めることとなっているため、今回、取扱に関する基準案を別紙のとおり上程したものであります。なお、宇城市においても本市同様の改正がなされ、美里町においても検討されています。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

加悦委員 空き家に付随した農地の面積が、1アール未満の場合はその面積とあるが、面積要件がないということか。

事務局 空き家バンクに登録されていることが必須要件となります。

境議長 他にご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第13号は承認します。続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」事務局より説明をお願いします。

事務局 今回の合意解約については、報告第2号のとおり1件でありました。

境会長 事務局より説明がありました。ご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第2号は承認します。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。これをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

上村局長     ありがとうございました。それでは、閉会のご挨拶を鎌賀副会長にお願いいたします。

鎌賀副会長    以上で第3回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議            長            境     良一            印

議事録署名人     田代 和弘            印

議事録署名人     松下 清史            印